

「地域別最低賃金が改定されました」
山口県の最低賃金は
令和5年10月1日から
1時間 928円

使用者はこの金額より低い賃金で、山口県内で働く全ての労働者(パート・アルバイト等を含む)を使用することはできません。

最低賃金改定に伴い、対応にあたる中小企業・小規模事業者の方への支援策として、労働局より下記支援制度のご案内が併せてありましたのでお知らせします。

「業務改善助成金」制度

詳しくはこちらから↓

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/001563998.pdf>

詳しいことは山口県労働局賃金室(083-995-0372)
又は、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

厚生労働省山口労働局・労働基準監督署

当会ホームページ8月2日付け新着情報に、山口県からの下記奨励金についてのご案内を掲載していますのでご確認ください。

【山口県】賃上げ環境整備 応援奨励金

https://www.paradise-mall.co.jp/yamasei/oshirase/R5/0508data_axis_chinage.pdf